

6. 実施すべき特定事業及びその他の事業

重点整備地区の区域内において、バリアフリー化に向けて各事業者が取り組むべき事業を以下に定める。

なお、各特定事業者は、この基本構想に基づき、具体的な事業内容を定めた特定事業計画を作成する。本町では、この計画の進捗状況を適宜把握し、計画通り実施されるように各事業者に働きかける。

(1) 公共交通特定事業

1) 西日本旅客鉄道㈱

- ・改札口からホームへの昇降設備の設置の検討
- ・身体障害者対応トイレの改良（昇降設備の設置に合わせて検討）
- ・視覚障害者誘導ブロックの改良
- ・列車接近案内設備の整備
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

2) バス事業者（広島電鉄㈱、芸陽バス㈱）

- ・低床バス車両の導入
- ・社員へのバリアフリーに対する教育・訓練及び実践

(2) 道路特定事業

【国土交通省・広島県・海田町】

- ・生活関連経路等上の視覚障害者誘導ブロックの設置・改良
- ・生活関連経路等上の歩車道境界の段差や勾配の解消
- ・生活関連経路等上の歩道の凹凸や勾配等の改良
- ・あんしん歩行エリア基本計画に基づく交通安全対策

(3) 交通安全特定事業**【公安委員会】**

- ・生活関連経路のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- ・生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動の実施
- ・生活関連経路上の高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規制の実施及び道路標識の大型化・高輝度化

(4) 建築物特定事業**【海田町】**

- ・特定建築物のうち既存の公共施設については、バリアフリーに関する点検を実施し、必要なバリアフリー整備（身体障害者用駐車スペース、身障者用トイレ、昇降機、バリアフリー対応の案内板・自動販売機、呼び出し設備の設置など）を行う。
- ・特定建築物のうち既存の民間建築物については、バリアフリー点検の実施に向けて民間事業者への協力依頼を行う。

(5) その他の事業**【海田町】**

- ・J R海田市駅南口周辺地区の土地区画整理事業による都市計画道路、駅前広場、街区公園等の整備
- ・歩道上の占有物（放置自転車、不法占拠の看板等）の撤去
- ・町民のバリアフリー意識向上のための啓蒙・広報活動、福祉教育の実施
- ・準生活関連経路の継続的な整備検討